

## 告 示

### 埼玉県告示第六十八号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 測量計画機関

鶴ヶ島市

#### 二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真）

#### 三 作業地域

鶴ヶ島市全域

#### 四 作業期間

令和六年十二月一日から令和七年三月三十一日まで